北海道子どもの体験活動促進事業費補助金の手引き

北海道補助金交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）及び北海道子どもの体験活動促進事業費補助金交付要綱の規定を踏まえ、本手引きや北海道子どもの体験活動促進事業費補助金Ｑ＆Ａ（以下、Ｑ＆Ａという）を参考に手続きを行ってください。

なお、本事業は民間企業などからのご寄付を活用し実施しております。

第１「補助金の対象事業」について

次の「１補助事業について」から「３その他」までの各項目をすべて満たす事業が本補助金の対象事業となります。

１　補助事業について

道から団体への補助は、１団体につき１回 10 万円まで。

また、次の（１）から（３）のいずれかに該当する事業を、**支援を必要としている子どもに対して**北海道内で実施する事業。

※（１）～（３）の事業を組み合わせて実施することも可能。

また、事業内容や補助回数１回の考え方など詳細についてはＱ＆Ａで解説しています。

（１）文化・芸術・科学体験活動

（例）伝承文化体験、郷土文化学習、芸術・音楽・映画鑑賞、科学技術体験、スポーツ観戦など

（２）自然・スポーツ体験活動

（例）農林水産業体験、キャンプなどの宿泊体験、薪割り体験、釣り・カヌー体験、スキー、スケート体験など

（３）遊び体験活動

（例）アスレチック、バルーンアート、昔遊び体験など

２　団体として新たに実施する事業、又は内容の拡充・充実について

「1 補助事業について」にある補助事業を、①本補助金を活用して初めて実施する、又は②団体で既に実施している事業が「１補助事業について」に記載のある事業等ではあるが、今回、補助金を活用して内容の拡充・充実を図るものであること。※詳細については、Ｑ＆Ａで解説しています。

３　その他

以下の事項が守られている事業であること。

（１）営利を目的とした事業ではないこと。

（２）宗教または政治活動を目的とした事業ではないこと。

（３）特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと。

（４）参加料などを徴収する場合は、低廉なものとすること。

第２「補助金の対象となる事業者」について

次の「１母子・父子福祉団体」又は「２困難な子どもを支援している団体」もしくは「３そのほか知事が認める団体」に該当する団体で、「４要件」の内容を全て満たす団体になります。**法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。**

１　母子・父子福祉団体

北海道内に設置している母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体、又は、その会員で構成する任意団体（母子会等）等）

２　困難な子ども等を支援している団体

北海道内に設置しており、次の（１）～（３）の要件を全て満たしている団体

（１）ひとり親や養育者家庭、低所得子育て世帯等のほか、保護者の就業等により子どもだけになりがちな家庭の子どもなど、**何らかの支援を必要としている子どもを対象に、無償もしくは低廉な料金で食事などの生活支援や学習支援などの支援事業を北海道内で実施している団体**

（２）（１）の事業開催の頻度が概ね月１回以上、令和７年５月 23 日現在で１年以上継続実施している団体

（３）（１）の事業実施にあたり、子どもと接することができるスタッフが２名以上いる団体

３　そのほか知事が認める団体

４　要件

以下の要件を全て満たしている団体であること

（１）補助事業に子どもが参加するにあたり、保護者の同意を得ている団体

（２）補助事業に子どもが参加するにあたり、その安全が確保されるよう、大人の引率者の同行が可能な団体

（３）宗教活動、政治活動を行う団体ではないこと

（４）活動内容が公序良俗に反する団体ではないこと

（５）団体の構成員に暴力団員等を含む団体や暴力団と密接な関係のある団体ではないこと

第３「補助対象経費」及び「補助限度額」について

１　補助対象経費

第１－１「補助事業について」に記載のある体験活動に子どもと大人が参加するために必要な経費のうち、次のもの。

①交通費（公共交通機関（貸切バス、タクシー含む）の運賃のみ）

②参加者が被った傷害及び賠償責任を負った場合に備えて加入する保険料

③入場料等（宿泊費含む）

※国や地方公共団体等から助成を受けている費用については、本事業の対象としません。

２　補助限度額

上記１にある補助対象経費の実支出額の合計額のうち、次に掲げる金額を限度とする。

（１）小学生以下の子ども

①＋②＋③の合計で、１人につき 8,000 円まで

（２）大人及び中学生以上の子ども

①＋②＋③の合計で１人につき 16,000 円まで

（３）団体への補助上限額

上記（１）と（２）の合計で 100,000 円まで

※　補助対象となる大人の人数

ａ＋ｂの人数まで

ａ保護者

参加した子どもの世帯につき１人

ｂ実施団体のスタッフ及びボランティア

参加した子どもの人数に 10 分の３を乗じて得た数（当該数に１未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数）

なお、上記の人数は補助の対象となる人数であり、体験活動への参加を妨げるものではありません。

また、子どもの人数については、要件を満たしていれば上限はありません。

第４　補助金額の算定方法について

補助金の額は、第３―１の補助対象経費の実支出額の合計額と第３－２に定める補助限度額とを比較して少ない方の額を補助します。

また、貸切バス等の個人料金の設定のないものについては、参加者の人数で按分するが、小学生以下の子どもの料金は、その他の参加者の半額以下にすることとし、端数は大人の人数で按分し更に端数が出る場合は、合計金額に加算します。

（例１）Ａ市で活動している団体が小学生以下の子ども７人と大人３名（保護者１人、スタッフ２人））でＳ市に移動し野球観戦体験事業を実施した場合

（１）子どもの実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　13,000 円（鉄道賃）

②傷害保険料　　300 円

③入場料等　　1,750 円（観戦チケット）

①＋②＋③＝15,050 円＞8,000 円（補助上限額）

⇒8,000×７人＝56,000 円…ａ※補助上限額が実支出額より安価につき選択

（２）大人の実支出額と補助上限額の比較

①交通費　　26,000 円（鉄道賃）

②傷害保険料　　300 円

③入場料等　　3,500 円（観戦チケット）

①＋②＋③＝29,800 円＞16,000 円（補助上限額）

⇒16,000 円×３人＝48,000 円…ｂ※補助上限額が実支出額より安価につき選択

（３）団体への補助金額

ａ＋ｂ＝104,000 円＞100,000 円（補助上限額）

団体への補助金額は、限度額の 100,000 円となります。

（例２）Ｂ町で活動している団体が小学生の子ども５人、中学生以上の子ども５人、大人５人（保護者３人、スタッフ２人）で、Ｃ市まで移動して映画鑑賞体験事業を実施した場合。

（１）子どもの実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　950 円（バス代）

②傷害保険料　　0 円（加入なし）

③入場料等　　900 円（チケット代）

①＋②＋③＝1,850 円＜8,000 円（補助上限額）

※実支出額が補助上限額より安価につき選択

⇒1,850 円×５人＝9,250 円…ａ

（２）子ども（中学生上）の実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　1,910 円（バス代）

②傷害保険料　　0 円（加入なし）

③入場料等　　1,600 円（チケット）

①＋②＋③＝3,510 円＜16,000 円（補助上限額）

※実支出額が補助上限額より安価につき選択

⇒3,510 円×５人＝17,550 円…ｂ

（３）大人の実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　1,910 円（バス代）

②傷害保険料　　0 円（加入なし）

③入場料等　　1,600 円（チケット）

①＋②＋③＝3,510 円＜16,000 円（補助上限額）

※実支出額が補助上限額より安価につき選択

⇒3,510 円×５人＝17,550 円…Ｃ

（４）団体への補助金額

ａ＋ｂ＋ｃ＝44,350 円＜100,000 円（補助上限額）

団体への補助金額は、実支出額の 44,350 円となります。

（例３）Ｄ市で活動している団体が小学生の子ども６人、中学生以上の子ども３人、大人６人（保護者２人、スタッフ４人）で、Ｅ町まで移動してアスレチック体験事業を実施した後に、サクランボ狩り体験事業を実施した場合。

（１）子どもの実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　1,700 円（バス代）

②傷害保険料　　0 円（加入なし）

③入場料等　　500 円（アスレチック）

1,260 円（サクランボ狩り）

①＋②＋③＝3,460 円＜8,000 円（補助上限額）

※実支出額が補助上限額より安価につき選択

⇒3,460 円×６人＝20,760 円…ａ

（２）子ども（中学生以上）の実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　3,400 円（バス代）

②傷害保険料　　0 円（加入なし）

③入場料等　　600 円（アスレチック）

1,800 円（サクランボ狩り）

①＋②＋③＝5,800 円＜16,000 円（補助上限額）

※実支出額が補助上限額より安価につき選択

⇒5,800 円×３人＝17,400 円…ｂ

（３）大人の実支出額と補助限度額の比較

①交通費　　3,400 円（バス代）

②傷害保険料　　0 円（加入なし）

③入場料等　　600 円（アスレチック）

1,800 円（サクランボ狩り）

①＋②＋③＝5,800 円＜16,000 円（補助上限額）

※実支出額が補助上限額より安価につき選択

（注意）大人の人数のうち、スタッフ等は、参加した子どもの人数に 10 分の３を乗じて得た数。端数は四捨五入

子ども９人（小学生６人、中学生以上３人）×３/10＝2.7 人　四捨五入して３人

スタッフは３人まで補助対象

⇒5,800 円×５人（保護者２人、スタッフ３人）＝29,000 円…Ｃ

（４）団体への補助金額

ａ＋ｂ＋ｃ＝67,160 円＜100,000 円（補助上限額）

団体への補助金額は、実支出額の 67,160 円となります。

第５　申請方法

令和７年（2025 年）12 月 26 日（金）までに、以下の申請書類に必要事項を記載の上、必要書類とともに北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課まで持参または郵送願います。

※持参の場合は、午前９時から午後５時まで、郵送の場合は最終日の消印までが有効となりますのでご注意ください。

なお、メールで提出される場合は、下記へ送信願います。

hofuku.kodomokatei@pref.hokkaido.lg.jp

[申請に必要な書類]

（１）補助金交付申請書

（２）事業計画書（保福第１の２号様式）

※補助事業の内容がわかるもの（チラシ等）がある場合は、資料として添付すること

（３）補助金等交付申請額算出調書（保福第１の 16 号様式）
（４）経費の配分調書（保福第１の 18 号様式）
（５）事業予算書（保福第１の 20 号様式）
（６）資金収支計画書（保福第１の 32 号様式）
（７）団体の定款または会則、規約、役員等の名簿
（８）団体の普段の活動内容がわかる、チラシ、パンフレット等
※（７）、（８）は補助金の対象事業者であるか確認するのに使用しますので、無い場合は、早めにお問い合わせください。
（９）口座振替申出書
交付申請書に記載の団体名の口座に振込となりますので、口座がない場合は事前に口座を開設するなど準備をお願いします
※上記以外にも必要に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。

第６　交付決定

令和７年 11 月下旬～令和８年１月下旬予定
提出いただいた書類に基づいて審査を行い補助金交付の可否と補助金額を決定します。
補助申請の件数が多く申請金額が予算額を上回った場合や書類の審査、実施地域のバランスなどによって、採択されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
なお、結果については、団体の代表者あてに文書で通知します。

第７　交付決定後に事業内容等に変更があった場合

何らかの事情で、事業を中止・廃止しようとするとき、または、事業内容や経費について変更が生じた場合は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援までご連絡ください。内容を確認の上、対応を依頼します。
なお、**ご連絡なしに事業内容を変更して事業を行った場合は、交付対象外となることがあり、補助金を受け取れない場合がありますので、必ずご連絡ください。**
※　多くの場合、様式等の提出をお願いしますが、事業内容の軽微な変更の場合は、洋式の提出が不要の場合もありますので、まず、ご連絡ください。

第８　事業終了後の手続き

補助事業が完了しましたら、完了の日から 30 日以内、又は翌年度の４月 10 日までのいずれか早い日までに、以下の書類を、持参または郵送してください。
［完了報告に必要な書類］
（１）補助事業等実績報告書(保福第１の 28 号様式)
（２）事業実績書（保福第１の２号様式）
（３）補助金等精算書（保福第１の 30 号様式）
（４）事業精算書（保福第１の 31 号様式）
（５）補助対象経費に係る支出状況がわかるもの
領収書、支出証明書類、当日の写真等
（※写真は事業実施の確認で使用するほか、事業実施紹介で多くの方の目に触れる可

能性があるため、特定の個人と認識できないよう加工されたものでかまいません。）
（６）ご寄付をいただいた方へのお礼、本事業の感想等（様式任意）

※上記以外にも必要に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。

［補助金の精算方法］
補助対象経費の決算額と交付決定額を比較して少ない方になります。
［補助金の交付］
提出いただいた内容を審査の上、補助金の交付額を決定し、交付申請書に記載の団体名の口座に振込となります。
※書類の内容審査に要する時間にもよりますが、提出後、３週間程度お時間いただきます。

第９　消費税及び地方消費税に係る仕入額控除について

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という）の取扱いについては、次のとおりとなりますが、法人格の有無など団体によっても異なりますので、交付申請前にご相談ください。

１　申請時に金額が明らかなものについて
当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請を行うこと
２　実績報告書等提出時に金額が明らかなものについて
当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して実績報告すること
３　補助金交付額確定後に金額が確定したものについて
補助金の交付金額確定後に消費税及び地方消費税の申告を行い、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告し当該補助金額を返還すること。
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに報告し、確定後、速やかに報告し当該補助金額を返還すること

第 10　補助金の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や補助金の返還請求を行う場合があります。また、それに伴い申請者が被る損害について、北海道は賠償いたしません。
・虚偽の申請その他不正の行為があったとき
・補助金を交付の目的以外に使用したとき
・「北海道子どもの体験活動促進事業費補助金交付要綱」等の規定に違反したとき
・補助決定後に、事業の変更・中止・廃止の承認を受けたとき
・その他、知事が補助を行うことを不適当と認めたとき